

国の考え方

(国認知症施策推進基本計画より抜粋)

(都道府県・市町村における計画策定及び推進体制)

○ 認知症施策の推進に当たっては、認知症の人や家族等を取り巻く課題や社会資源等が地域によって様々であることに鑑み、地方公共団体において、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施することが重要である。

○ このため、都道府県においては、国で策定する基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるものとする。また、市町村においては、国で策定する基本計画及び都道府県計画（策定されている場合に限る。）を基本としつつ、実情に即した市町村計画を策定し、創意工夫した具体的な施策を規定するよう努めるものとする。

○ なお、都道府県計画又は市町村計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとする。

他区の認知症施策推進計画の策定状況

策定済み	5区
策定予定	9区（8年度以降）
未定	8区

区の方向性

高齢者保健福祉計画に認知症施策推進計画を包含させる。

【現行計画の主な内容】

◆認知症高齢者の支援体制の充実

- ・認知症への理解を深めるための普及啓発の促進
- ・介護者への支援
- ・在宅療養支援体制の充実



【次期計画の主な内容（案）】

◆認知症高齢者の支援体制の充実

- ・認知症への理解を深めるための普及啓発の促進
- ・介護者への支援
- ・在宅療養支援体制の充実
- ・「共生社会」の実現に向けた区の姿勢
- ・「新しい認知症観」の理解促進
- ・認知症の人本人の視点に立った施策の展開

※「新しい認知症観」…認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方